

全 建 事 発 第 1 3 1 号
令 和 7 年 1 月 3 0 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について（周知依頼）

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、監理技術者等に関する制度については、「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第316号）等をもって従来から運用されてきたところ
です。

この度、改正建設業法施行令の一部施行の適切な運用を図る等ため、「監理技術者制度運用
マニュアル」が別添2のとおり改正され、令和7年2月1日から運用されることとなり
ました旨、国土交通省より通知がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、貴会会員企業の皆様へ本件に
ついて周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、監理技術者の配置を要する下請代金額の下限についても、同日より見直されますの
で、併せてお知らせいたします。

以 上

別添1 国土交通省通知文
別添2 監理技術者制度運用マニュアル
別添3 新旧対照表

(担当) 事業部 三浦
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp

【参考URL】

- ・監理技術者制度運用マニュアル

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000002.html

- ・監理技術者の配置を要する下請代金額の下限

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00267.html